

# 担保不動産収益執行の申立書類等一覧

**問合せ先・申立書類提出先**  
 高知地方裁判所民事部不動産執行係  
 〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号  
 TEL088-822-0395(裁判所2階③窓口)

令和2年9月1日

申立債権者の皆様へ

収益執行を申立ていただく前に、事前に、面談を行います。面談の日程調整を行いますので、上記問い合わせ先にご連絡ください。また、面談日当日には、別添の『申立てに関する参考資料』に記入したものを持参してください。

管轄	高知県下全域 (支部管轄事件も本庁に集約しています。)
申立手数料	4000円(収入印紙) ×担保権の数(共同担保は1個と数えます。)
郵便切手	必要ありません。ただし、郵送による申立ての場合は、下記の予納金を納めるための保管金提出書を送付するので、84円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。
予納金	収益物件1棟につき、原則100万円 <small>※事件の進行により不足が生じた場合は、随時追納をお願いします。</small>
登録免許税	原則として、次の計算式により算出した金額の収入印紙または国庫金納付領収証書 <b>計算式：請求債権額(1,000円未満切捨て) × 0.004 = 登録免許税額(100円未満切捨て)</b> <small>※請求債権額 = 元金 + 確定利息 + 確定損害金(根抵当権の場合は極度額が上限)</small>
必要書類	<p>① <b>申立書</b> (申立書1枚目とア～エ目録の各葉を契印または下部に丁数を付したのもの。) <input type="checkbox"/> 1部</p> <p>ア 当事者目録                  イ 担保権・被担保債権・請求債権目録(担保不動産競売の場合) <input type="checkbox"/> イのみ写し1部                  ウ 物件目録                  エ 給付義務者及び給付請求権の内容目録</p> <p><small>※上記エ目録については、給付義務者の住所・名前及び給付請求権の内容が不確かな場合は、記入(目録の添付)しないでください。                  その場合は、申立書1枚目の申立文言の下にその旨(「なお、給付義務者及び給付請求権の内容は不明である。」)を記載してください。</small></p> <p>② <b>資格証明書・住民票(マイナンバーの記載がないもの)</b> <input type="checkbox"/> 各1部                  当事者が法人の場合: 商業登記事項証明書(申立債権者は代表者事項証明書でも可)                  当事者が個人の場合: 住民票または戸籍の附票</p> <p><small>※申立債権者については、申立日からさかのぼって3か月以内に発行されたもの                  債務者・所有者については、申立日からさかのぼって1か月以内に発行されたもの                  ※不動産登記事項証明書の住所や氏名・名称が現在のものと異なる場合は、つながりを確認できるものが必要です。(例: 閉鎖商業登記簿謄本、さかのぼった住民票除票・戸籍の附票)                  ※申立債権者が個人の場合は、不動産登記事項証明書の住所や氏名が現在のものと変わりがなければ、住民票は不要です。</small></p> <p>③ <b>不動産登記事項証明書</b> <input type="checkbox"/> 1部 <input type="checkbox"/> 写し1部  <small>※申立日からさかのぼって1か月以内に発行されたもの                  ※以下に該当する場合は、目的不動産の登記事項証明書の他に次の書類が必要です。                  目的不動産が土地のみまたは建物みの場合: 存在する建物または敷地の全部事項証明書                  目的不動産が敷地権付区分所有建物の場合: 敷地である土地の全部事項証明書                  ※法務局が異なる共同担保物件を合わせて申し立てる場合は、共同担保目録が付いたものが必要です。</small></p> <p>④ <b>公課証明書</b> <input type="checkbox"/> 1部 <input type="checkbox"/> 写し1部</p> <p>⑤ <b>物件案内図(住宅地図のコピーなど)</b> <input type="checkbox"/> 2部  <small>※目的物件に印をつけてください。</small></p> <p>⑥ <b>公図、建物図面・各階平面図</b> <input type="checkbox"/> 1部 <input type="checkbox"/> 写し1部  <small>※目的物件の他に、上記③二つ目※で記載した目的外物件のものも提出してください。                  ※公図については、申立日からさかのぼって3か月以内に発行されたもの</small></p> <p>⑦ (代理人許可申請をする場合) <b>代理許可申立書</b> <input type="checkbox"/> 1部 <small>※代理人の使用印鑑届の記載があるもの</small>                  添付書類: 委任状・職員証明書 手数料: 収入印紙500円</p> <p>⑧ (債務者・所有者に破産手続開始決定がされて破産管財手続が係属中である場合)                  個人が破産している場合: 破産管財人証明書 <input type="checkbox"/> 1部                  目的物件が既に財団から放棄されている場合: 財団放棄証明書 <input type="checkbox"/> 1部</p> <p>⑨ (債務者・所有者(個人)が死亡している場合) <input type="checkbox"/> 各1部 (場合により、写し各1部)                  相続関係図、相続人を特定するための戸籍謄本等、家庭裁判所発行の相続放棄の申述の有無についての照会回答書等</p> <p><small>※事案によって、当庁の受理証明書をもって、法務局で債権者代位による「相続を原因とした所有権移転登記手続」をしていただく必要があるケースなどがありますので、お問い合わせください。</small></p> <p>⑩ ⑧のケースで相続人が不在の場合、法人の破産手続が終了しており清算人が選任されていない場合など、特別代理人選任を要する事案、その他事案により、他の書類の提出を求めることもあります。不明な点は遠慮なくお問い合わせください。</p>
上記書類の取寄せ先	②資格証明書③⑥: 法務局, ②住民票・戸籍の附票④⑨戸籍謄本等: 各市区町村役場, ⑧: 破産裁判所

## 収益執行申立てに関する参考資料

高知地方裁判所民事部不動産執行係 御中

申立予定債権者

担当:

Tel( - - )

債務者名:

所有者名:

上記当事者間の担保不動産収益執行申立事件について、参考となる事項は以下のとおりです。

## 1 対象物件について

- (1) 物件所在地:
- (2) 対象物件は、土地のみ 建物のみ (築約 年) 土地建物 (築約 年) である。
- (3) 種類
- 駐車場 (約 台分, パーキング名 )
- 共同住宅 ( 階立て 戸, アパート・マンション名 )
- テナントビル ( 階立て 室, ビル名 )
- その他 ( )
- (4) 管理会社による管理がされて
- いる。(管理会社名: ) いない。 不明
- (5) 管理状況
- 良好であると思われる。
- 以下の点が気になる。
- 空室が多い。
- 大規模修繕の必要性が高い。(内容: )
- その他 ( )

## 2 所有者について

- (1) 個人の場合は、住民票住所地での居住実態/法人の場合は、本店所在地での営業実態
- あり なし 不明
- (2) 現在連絡はとれて いる。 いない。
- 電話番号 ( - - )

## 3 進行について

- (1) 対象物件について、
- 既に競売手続が開始されている。(事件番号: 令和 年 ( ) 第 号)
- 近々、競売申立予定である。
- 状況を見て競売申立をする予定である。
- 任意売却の予定がある。
- その他 ( )
- (2) その他の手続について
- 賃料債権に対して、物上代位による差押えが先行している。
- 賃料債権に対して、一般債権者による 差押え 仮差押え が先行している。
- 賃料債権に対して、滞納処分による差押えが先行している。

その他事件の円滑な進行に有益な資料や情報があれば、具体的に記載のうえ、ご提供ください。